



慶應義塾大学ビジネス・スクール

ポスト特石法下のわが国石油業界

1996年4月1日、日本の石油元売り12社の経営陣はそれぞれどのような思いを胸に新年度のスタートを切ったのだろうか。前日をもって、特石法（特定石油製品輸入暫定措置法）が廃止され、今後は今まで精製会社・元売り会社が独占してきたガソリン・灯油・軽油の製品輸入権が他者にも開放された。また、ここ1年、首都圏をはじめとするいくつかの地域でガソリン市況が100円/ℓを割り込むという異常な乱売のおかげで、1995年度の決算は各社とも惨憺たるものとなるだろう。この乱売は今後さらに地方にも波及してゆきそのような気配であり、むしろこの現象を「異常な乱売」と考えることが時代遅れになっているのかもしれない。さらには、スーパーなどの大手流通業者のガソリン小売市場への新規参入も噂されており、またセルフ給油所も数年後に解禁される見通しである。

これまで日本の石油業界は「安定供給」を錦の御旗に、危機的状況に陥ると国の助けを借りてきたが、今回の変化は規制緩和プログラムの結果でもあり、各社は自力で活路を見出してゆかなければならないだろう。

1 日本の石油産業の現状

(1) 日本の石油会社

精製会社と元売り会社

石油産業は世界的な傾向から見れば、原油生産部門・輸送部門・精製部門・製品販売部門の4部門からなり、これらが単一の資本によって形成されていることが多い。しかし、日本の場合は石油資源の開発・生産の部門は分離して別個の石油開発会社が担当し、原油

このケースはクラス討議の資料として作成されたものであり、経営管理に関する適切あるいは不適切な処理を例示することを意図したものではない。ケース作成は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科和田充夫教授の指導の下に、同研究科修士課程第17期生飯田章仁が行った。（1996年4月）